

原子力災害時における原子力施設内の医療体制の構築について

平成29年「原子力災害時における原子力施設内の医療体制モデルに関する提言」		原子力事業者による対応状況		
大項目	小項目	○：対応済 △：検討中 ×：対応困難	完了予定時期	説明・対応状況
派遣候補者の育成、管理	1 事業者が、国や専門機関の協力を得て研修や訓練を実施する。	△	2022年度	2019年度国総合原子力防災訓練にて訓練採り入れ、2020年度訓練の反映を検討中 2021年度より派遣候補医療スタッフの研修実施に向けた検討を開始予定
	2 派遣調整機関は、当該研修を修了した者の名簿を管理する。	○	—	厚労省から入手した派遣候補者（研修修了者リスト）の維持管理を実施中 ※派遣調整機関（長期的な医療スタッフ常駐の調整機関）による管理は検討継続
事業者と派遣候補者の事前契約	3 事業者が、オンサイト医療派遣に関する契約を原則災害発生前に派遣候補者と締結する。	○	—	原安協所属医師のオンサイト派遣に係る契約書を締結済（2020年3月31日） ※長期的な医療スタッフ常駐に向けた契約形態は検討継続
	4 事業者は、派遣候補者がオンサイト医療派遣チームの活動に従事しやすい契約形態を整えるとともに、必要に応じて所属機関に文書で協力を依頼する。	○	—	原安協所属医師のオンサイト派遣に係る契約書を締結済（2020年3月31日） ※長期的な医療スタッフ常駐に向けた契約形態は検討継続
	5 派遣調整機関は、派遣候補者の他の災害医療派遣制度への登録状況を把握し、派遣候補者名簿に記載する。	△	2020年度 以降も継続的に管理	2020年度は厚労省から入手した派遣候補者（研修修了者リスト）に対し、オンサイト医療派遣チームとしての活動への意向を再調査するとともに、原子力災害時における自身の役割を確認し、派遣候補者名簿に記載した。 ※派遣調整機関（長期的な医療スタッフ常駐の調整機関）による管理は検討継続 ※派遣候補者名簿には、オンサイト派遣へ同意した方全員を記載
事業者の体制整備	6 事業者は、以下の担当者を事前に定める。 ① オンサイト医療対応責任者 ② 受入担当者 ③ 連絡調整担当者 ④ 傷病者搬送随行者	△	2020年度	事業者の体制整備については、各サイトの原子力防災要員の配置状況等を考慮し、オンサイト医療派遣チームの要請・受入を迅速に行っていくための体制を検討していく。
	7 事業者は、医療行為を実施する為の医療室及びオンサイト医療派遣チームの待機・休憩スペースを定め、整備する。	△	2020年度	各サイトの施設状況を踏まえ、現状に即した医療行為に必要な居室環境やオンサイト医療派遣チームの待機・休憩スペースに必要な仕様等の詳細を検討中
	8 事業者は、医療室及び待機・休憩スペースの整備に当たり、放射性物質が放出された状況についても想定し、オンサイト医療派遣チームの安全等が確保されるよう配慮する。	△	2020年度	各サイトの施設状況を踏まえ、現状の医療行為に必要な居室環境やオンサイト医療派遣チームの待機・休憩スペースが使用できない場合の代替対応による医療派遣チームの安全確保方法の詳細を検討中
	9 事業者は、原子力災害時におけるオンサイト医療派遣チームと資機材の迅速な輸送及び傷病者搬送を可能とすべく、各関係機関と調整のうえ、多様な搬送手段（例：車両、ヘリ、船舶等）を確保し、確実な人材・資機材輸送及び傷病者搬送体制を整備する。	△	2022年度 下記以外の搬送体制 2020年度 原安協医師・資機材の搬送体制	・傷病者の搬送体制の整備については、既に平常時を中心とした各地域の医療機関、搬送機関との連携に係る協定等を締結し、各地域において連携体制を確保維持している。 ・原子力災害時における傷病者の搬送について、事業者による搬送との連携やランデブーポイントにおける具体的な引継ぎ方法等に関する搬送機関や医療機関との連携方法など、各地域の搬送機関との関係構築を継続して実施 ・原子力災害時のオンサイト医療派遣チームと資機材の輸送方法について、原安協所属医師及び保有資機材の搬送手段として公共交通機関やレンタカーによる移動を実施 ・発災状況に応じて発災事業者による搬送支援について、各サイト受入体制の整備に合わせて検討中
	10 事業者は、自施設でのオンサイト医療に必要な資機材（派遣チームが運搬する薬剤や道路寸断等に備えた移動手段等）を準備し、リスト化する。	△	2020年度	資機材については、原安協がDMAT資機材と同等のもを準備、あわせて各サイト内で備えておくべき医療資機材の標準を定め各事業者にて資機材の整備・維持を検討中
	11 事業者は、資機材の保管を他機関に依頼する場合は、保管場所の管理機関と契約等を締結し、適切に管理できる体制を整備する。	○	—	資機材の確保・維持について原安協殿との契約書にて明確化済（2020年3月31日）
	12 事業者は、定期的実施している防災訓練の内容に、オンサイト医療派遣チームの受入手順を組み込む等、事業場内職員に対する教育・訓練を実施する。	△	2021年度	原安協医師のサイト訪問に合わせた要素訓練の実施、各サイトにおける原子力防災訓練へのオンサイト医療訓練の反映を検討中 2019年度より国総合原子力防災訓練にオンサイト医療訓練を採り入れ
	13 事業者と各関係機関との事前協議事項 既存の災害医療体制（特にオフサイト）に派遣される医療派遣チームとの関係を整理するため、各関係機関と調整のうえオンサイト医療派遣体制を準備する。	△	2020年度 以降も継続的に確認	厚労省から入手した派遣候補者（研修修了者リスト）の内、オンサイト医療に派遣されるスタッフはオフサイト医療派遣体制に従事しない対象者にて整理する方針で検討中。 発災後、概ね1箇月の急性期は原安協との委託契約の中で体制を確保しているが、中長期の派遣体制については、派遣時の身分、損害補償など運用面の検討は継続 ※長期的な医療スタッフ常駐に向けた派遣候補者の既存の災害医療体制との関係整理は検討継続
	14 オンサイト医療派遣体制整備のため、事業者が各関係機関との事前協議を行う場合、産業医の関わりを含む自施設の安全衛生管理体制について資料等を用いて説明し、原子力災害時には外部の協力が必要な理由について相手の理解を得る。	△	2020年度	原安協医療スタッフについては、2020年度の各サイト訪問を通じて、各サイトの安全衛生管理体制を把握することで検討中 ※長期的な医療スタッフ常駐に向けた派遣候補者との事前協議における自施設の安全衛生管理体制に係る理解獲得については検討継続
	原子力災害発生時の活動概要	15 オンサイト医療派遣チームの出動を要する状況が発生した場合、事業者は、派遣調整機関を介して待機中の派遣医療スタッフに出動を要請する。オンサイト医療派遣チームの移動手段は、事業者の責任において確保する。	○	—
16 オンサイト医療派遣チームは、リーダーに任命された医師の指示の下、オンサイトで発生したあらゆる傷病者に対する応急処置、簡易除染等を行う。		△	2020年度	原安協所属医療スタッフによるオンサイト派遣、オンサイトの傷病者に対する応急処置、簡易除染の実施に係る対応を整理済み 各サイトにおける派遣医療スタッフの受入体制、発災事業者における対応について検討中
17 事業者は、災害のフェーズの変化が認められる場合には、オンサイト医療派遣チームと立地都道府県における災害医療体制との関係の見直しを適宜検討する。		△	2022年度	原子力災害の発生により発電所周辺の医療機能機能が停止している状態が回復した場合、オンサイトで発生した傷病者の迅速な搬送を優先に対応体制を見直すなど、収束期の医療体制の見直しを検討 具体的には原子力災害対策マニュアル等を踏まえて、現地医療班と調整を行うことで検討していく。
18 事業者は、傷病者をオンサイト外の医療機関に搬送する際は、必ず事業者の定める傷病者搬送随行者（放射線管理要員）を同行させ、搬送先医療機関が医療行為を実施する上で必要な放射線に関する情報の提供及び汚染の拡大防止措置を実施する。		○	—	平常時より管理区域内で傷病者発生時に外部医療機関に放射線管理要員の随行を行っている。また、原子力災害時のオンサイト医療においては、傷病者の容態が安定しているのであれば汚染除去などの対策を行った上で放射線管理要員が同行し傷病者の搬送を行う体制を検討している。
19 オンサイト医療派遣チームの1チーム当たりの活動期間は、移動時間を除き概ね2日間から3日間とするが、状況に応じて柔軟に対応する。		○	—	医師2名、救急救命対応スタッフ1名を原子力災害（施設敷地緊急事態）発生以降、オンサイト医務室や後方支援拠点等に派遣し、1か月間交替で常駐する体制を整備、具体的なシフトについては、医師3名・救急救命対応スタッフ3名が3日間～1週間単位でローテーションする具体的な交替体制を検討中
20 派遣調整機関は、オンサイトの医療体制に不備が生じないよう交替派遣のためのチーム編成、スケジュール等を調整する。		△	2022年度以降	派遣医療スタッフの拡充、1か月を超える長期的な常駐体制の実現に向け、関係医療団体との関係構築から開始し事業者のオンサイト医療体制構築委員会等による検討や助言を踏まえ、中長期的に体制拡充を検討
費用負担等	21 事業者は、原則としてオンサイト医療派遣に要した全ての費用を負担する。	○	—	事業者が原則としてオンサイト医療派遣に要する費用を負担することを前提で整理
	22 事業者は、原則としてオンサイト医療派遣チームの構成員に対する全ての災害補償について負担する。	△	2020年度	オンサイト医療派遣チーム構成員に対する災害補償については、労働災害保険などの一般的な社会保険に加え、原安協に所属する医師・救急救命スタッフに対する保険加入を行い、事業者として必要な補償対応を検討中
	23 事業者は、オンサイト医療派遣チームの構成員に対し、原則として予め締結した契約内容に従い、費用・報酬を支弁する。	○	—	原安協所属医師のオンサイト派遣に係る契約書を締結済（2020年3月31日）
	24 費用・報酬の金額、支払時期、支払い方法その他条件については、原則として予め締結した契約内容に従うものとする。	○	—	契約に基づく内容以外で発生する費用については、発災事業者が原則としてオンサイト医療派遣に要する費用を負担することを前提で整理
	25 事業者は、派遣医療スタッフの所属機関がオンサイト医療派遣に要した費用を負担した場合、原則として当該機関に全ての費用を支弁する。	○	—	※長期的な医療スタッフ常駐時の費用・報酬、契約締結、費用精算は検討継続